

排水設備(水洗化)工事のお申込から完成まで

排水設備工事は、家のまわりに排水管を布設し、汚水ますを設置するとともに、くみ取り便所を水洗トイレに改造する工事などを行うものです。水洗トイレにするときは、ご家庭でよく検討したうえで尾花沢市大石田町環境衛生事業組合が指定した工事店と十分に話し合いを行い、工事の内容や費用などを確認するようにしましょう。

工事は必ず「指定工事店」で

排水設備（水洗化）工事をするときは、必ず尾花沢市大石田町環境衛生事業組合が指定した「指定工事店」へお申込ください。「指定工事店」は基準に合った完全な設備をつくるために必要な専門知識と技術を習得しているほか、不当な工事の請求や粗悪工事、粗悪品の販売などをなくして、安心して工事をまかせることができるように指定したものです。「指定工事店」以外のところで工事をしますと、工事完成後の検査を受けられず、無効工事となって工事のやり直しをしていただくことになります。

また、「指定工事店」では組合に対する必要書類の作成、届出などの手続きを皆様に代わっておこないます。お気軽にご相談ください。

工事の申し込み

工事は必ず
「指定工事店」で



排水設備工事の事務手続き

1 依頼者は「指定工事店」に直接工事の申込みをします。

- 尾花沢市大石田町環境衛生事業組合下水道指定工事店から選び、現地調査、設計、便器の種類、施工方法、費用、支払条件などの打ち合わせを十分に行い、工事契約をします。

2 「指定工事店」は排水設備等確認申請書を作成し、組合に提出します。

- 書類の作成、提出は指定工事店が代行します。
- 排水設備等確認申請書には、依頼者の押印が必要です。

3 組合では、申請書をもとに適正かどうかを審査して工事の許可をします。

- 組合は申請書の内容について審査を行い、適正と認められたときは、組合から「排水設備等確認通知書」が発行されます。

4 「指定工事店」は工事に着手します。

- 工事では、トイレ、台所、浴室などの排水口から公共汚水ますまでの間に、排水管や汚水ますを設置していきます。
- 便槽や浄化槽は、くみ取って消毒清掃したのち、砂などで埋め戻すか、又は撤去します。
- 排水管や汚水ますの設置が終了したら、設置するために掘り起こした溝を砂などでうめもどし、コンクリート土間などがあった場合は元のように復旧し、工事完了となります。
- 工事は、大がかりな改造が伴わなければ1週間程度で終わります。

5 「指定工事店」は工事終了5日以内に排水設備等工事完了届出書を提出します。

6 7 組合は完了検査をします。

- 完了検査は計画通りに工事が行われたか、所定の基準に適合しているかを確認するために行うものです。
- 検査に合格すると「尾花沢市大石田町環境衛生事業組合排水設備等検査済証」が交付されます。



検査済証は玄関の見やすいところに貼ってください。

8 公共下水道使用開始届出書を提出し、使用できるようになります。

- 検査の都合により、事前に使用を許可することがあります。

これで手続き完了です。下水道をご利用いただけます。